

答 申

第1 審査会の結論

実施機関は、不開示とした情報のうち、役員数、従業員数・事務局員数、加入脱退組合員数及び決算時期を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成15年4月18日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県貨物運送事業(協)の平成13年～14年間の奈良県に提出した下記資料の全面的かつ一切について・上記年度間の決算報告書・事業報告書・資金調達計画書・資金収支計画書・組合収支計画・組合員の概要・全役員の名簿・労確法上に係る資料・高度化事業に係る資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成15年5月2日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「奈良県貨物運送事業協同組合（以下「本件組合」という。）の平成13年～14年間の奈良県に提出した労確法及び中小企業高度化事業上に係る資料（以下「本件行政文書」という。）」を特定した上で、本件行政文書のうち、別紙2の開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年5月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成15年5月22日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本来社会的要請を充分考慮し公平、公正に運用すべき除外規定を、特定団体及び関係者の私益を守るため、杓子定規に適用している。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

はじめに本件組合の性格について私達県民の認識を申し述べたい。

すなわち本件組合は中小企業等協同組合法（以下「中小組合法」という。）に基づき設立された公益法人であり、その行う事業活動は通常の営利法人の行う経営活動とは自ずと異なり、加盟組合員の支援指導等を行い、以て組合員企業の健全化を進め、引いては県民の利益に資することが使命であると考えます。だからこそ、国並びに県からも多額の融資あるいは補助金が出されているのである。然りとすれば本件組合としては事業内容はすべて公開するのは当然である。にもかかわらず県は何故か一方的に本件組合をベールに包み、条例の「不開示事項」をタテに取り、機械的、杓子定規に適用していることは断じて承服しがたい。公益の重みを何と考えているのか問いたい。

(1) 事業報告書・収支決算書経営状況等の不開示について

これについては、中企第77号による平成13年度、14年度の上記資料については本件組合の公益性に鑑み、当然開示すべきである。本件組合が公益法人としての自覚を持ち正常に運営に努力をした結果ならば、誰はばかることなく開示すべきである。実施機関としても積極的に指導すべきであろう。本件組合の「内部情報云々」と述べているが、開示すれば都合の悪いことでもあるのか勘ぐりたくはないか。財政状況が健全であればむしろ社会的信用が深まり、県民の理解が得られるのではないか。「かくすは現わるより無し」と知るべきである。

(2) 役員会議事録について

民間の営利法人（株式会社等）とは異なり、国・県等の支援を受けている公益法人の義務として監督官庁たる実施機関へ提出しているものであり、本件組合運営の透明性について自信があるなら進んで開示すべきである。でなければ役員が恣意的に運営しているのではないかと疑われても仕方があるまい。

(3) 一部開示の項目について

ア 人材確保推進員の氏名及び年令

各年度にわたって秘匿しているが、何の理由があるのか、理解に苦しむ。開示して何処が個人の権利・利益を阻害するのか、何処が事業遂行を妨げるのか、それとも個人が識別されては都合が悪いのか、全くの奇弁としか言いようがない。

イ 国・県・特殊法人以外の職氏名についても同様である。

ウ 理事長職氏名以外の職氏名及び社名について、どのような団体であれ役員名簿は作成している。部外秘にすべきものではない筈である。本件組合は理事長のみ登記されているが、これは法令上の条件である。役員名簿の開示云々とは関係ないことである。

エ その他の項目についても、不開示にせねばならぬ必然的理由があるのか、開示して著しく社会的不利益が生ずるといえるのか、例示せられたい。

(4) 結語

ア 中企第188号の理由説明書を通じて流れる実施機関の判断は本件組合の立場を最大限擁護しているかの様である。かくまで不開示あるいは一部開示の処分にこだわる理由は何か、本件組合の事業運営に問題があるのか、それとも国との連携上問題があるのか、私達県民としては疑念を抱かざるを得ない。

イ したがって不開示条項を文字通り機械的にあてはめた判断については全面的に拒否する。条例第7条2号・3号・6号各号の適用は不当である。

ウ 本件の対応のみでなく過去の開示請求に対する回答は常に消極的で時には誠意を欠いたことがあった。不開示条項の一字一句をタテに取り、頑なな態度をくずさない。行政情報の全面開示は時代の流れではないか、県民の行政に対する理解が深まるのが地方主権確立の一助となるのである。

エ それにつけてもかくまで事務当局がこだわるのは何故か。トップの考え方が消極的なのか。それとも職員の意識に問題があるのか。県民性に原因があるのか。いずれにしてもこのような状態では「情報公開後進県」のそしりは免れまい。

オ 国土交通省近畿運輸局(以下「国」という。)に対して、平成13、14年度分の本件組合に関する情報公開請求をしたところ、国は主要項目である「事業報告書」、「収支決算書」、「財産目録」、「役員名簿」、「議事録」等について全面開示した。

これに対して実施機関の開示態度は全く劣っている。本来県民の接する実施機関こそが国に率先する姿勢をとるのが当然である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書にかかる事務について

(1) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号。以下「労確法」という。)に基づく助成金の交付事務について

この事務は、労確法第4条第3項に基づき、知事が認定した改善計画に沿って事業を実施する組合に対して、国の特殊法人である雇用・能力開発機構(以下「開発機構」という。)が助成金を交付しており、その交付にあたっては、本件行政文書のとおり改善計画の認定権者である実施機関にその実施状況等について通知等がなされるものである。

(2) 中小企業高度化事業について

中小企業高度化事業とは、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために共同施設の設置や工場団地の整備などを行う事業で、これに対し中小企業総合事業団と県とが協調して中小企業高度化資金を貸付けて支援するものである。

平成4年度における本件組合への貸付においては、県内の組合員たる貨物運送事業

者の資材、燃料、車両等の共同購入および実車効率化のための共同受注、配車システムの構築と併せて組合員および組合員企業従業員の研修の場として、利便性の高い地域に組合会館を建設することにより組合機能の強化を図ることを目的として貸付けられたものである。

本件行政文書のうち、「中小企業高度化事業運営状況報告書」とは、平成4年度において本件組合に対し貸し付けた中小企業高度化資金の債権管理と当該高度化事業の適正な運営指導を目的に、毎年1度、貸付対象施設の利用状況と貸付先の財務内容について報告を受けるものである。

「役員変更に伴う一部連帯保証人の入替契約」とは、当該貸付金貸付以降、現在まで当該貸付金連帯保証人であった組合役員が役員を退任することによる連帯保証人の脱退と、新たに役員となった者の当該貸付金連帯保証人の加入を奈良県と本件組合で契約したものである。

2 本件行政文書について

(1) 労確法に係る資料

ア 条例第7条第2号の該当性について

「人材確保推進員氏名及び年齢」、「理事長役職氏名以外の役職氏名及び社名」、「国、県、特殊法人以外の役職、氏名」、「印影」については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され又はされ得る情報である。また、中小組合法第83条第2項において、組合設立の登記には、代表権を有する者の氏名、住所及び資格を登記することになっており、理事長以外の役員の職氏名については登記されていない。

したがって、条例第7条第2号ただし書きに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

また、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しないと判断し、不開示とした。

イ 条例第7条第3号の該当性について

「理事長役職氏名以外の役職氏名及び社名」については、法人等に関する情報であって、組合員ではあるが本件組合とは異なる人格の情報であり、また、先に述べたように中小組合法の規定により登記されていない情報であることから本件組合の内部管理に関する情報であると認められる。

これらの情報が公になると、組合員の住所を併せて調査されることにより、本件組合の事業活動範囲が特定され、事業活動基盤の弱い地域に他の競争者の進出を許すなど、他の同業者及び同業協同組合等との競争力に悪影響を与え、本件組合及び各組合員の自主的な活動が阻害されるおそれがあり、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

また、条例第7条第3号ただし書きに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないと判

断し、不開示とした。

ウ 条例第7条第6号の該当性について

「中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書」、「第2種中小企業人材確保推進事業実施計画書」、「中小企業人材確保推進事業連絡会議」については、開発機構から実施機関が行う労確法に係る事務事業を円滑にすすめるために提供された情報であって、条例第7条第2号又は第3号に該当する情報を実施機関が開示すれば、開発機構における事務の支障となるため、開発機構から事業に関する情報が得られなくなることから、実施機関と開発機構間の信頼関係若しくは協力関係が損なわれるおそれがあると判断し、不開示とした。

(2) 中小企業高度化事業上に係る資料

ア 条例第7条第2号の該当性について

「記入者の住所、氏名、電話番号」、「専務・局長名」、「連帯保証人の住所、職業、氏名、印影、印鑑証明書、戸籍謄本」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

また、中小組合法第83条第2項において、組合の設立の登記には、代表権を有する者の氏名、住所及び資格を登記することになっており、理事長以外の役員の職氏名については登記されていない。したがって、条例第7条第2号ただし書きに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

また、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しないと判断し、不開示とした。

イ 条例第7条第3号の該当性について

「役員数、従業員数・事務局員数、1組合員最高出資額、高度化資金借入残高」、「決算時期、売上高、税引後利益+減価償却費、総借入残高、償還必要年数」、「組合員名」、「加入脱退組合員数」、「加入脱退組合員名」、「事業報告書・収支決算書」、「組合印影」、「貸付残高」、「通常総会議事録、役員会議事録、臨時総会議事録」、「組合印鑑証明書」

これらのうち、役員数、従業員数、事務局員数は当該組合の人事に関する情報で当該組合の内部管理に関する情報である。

これを公にすることにより、既に関示されている組合員数と併せると、組合規模に対する組合の運営体制が読み取れるなど、当該組合の運営ノウハウが明らかとなり、他の同業者及び同業の協同組合等との競争に悪影響を与えることが危惧される。

1組合員最高出資額、高度化資金借入残高、決算時期、売上高、税引き後利益+減価償却費、総借入残高、償還必要年数、貸付残高は、本件組合の詳細な経営状況に係る情報であり、事業報告書・収支決算書は、本件組合の経営状況および財政状況に関する具体的内容が詳細に記載され、また、事業報告書については当該年度の

運営結果が詳細に記載されている。

これらの情報については、中小組合法第39条及び第40条により、組合員及び組合の債権者は理事に対し、閲覧または謄写を求められることができることとされていることから本件組合の内部管理に関する情報であると認められる。実施機関としても中小企業高度化資金を貸し付けた債権者という立場から、貸付先の経営不振等に対し早期に支援策等が講じられるよう、また、適正な債権管理を行う上で徴求しているものである。これらの情報が公になると、本件組合の経営成績、資金力などが明らかとなり、自主的な運営に支障が生じるおそれがある。また、取引先、借入先、取引銀行などが明らかとなり、それらへの社会的信用が損なわれる可能性もある。

加入脱退組合員数、加入脱退組合員名は、当該組合の構成に関する当該組合の内部管理に関する情報であると認められる。これを公にすると、組合員の住所を併せて調査されることにより、本件組合の事業活動範囲が特定され、事業活動基盤の弱い地域に他の競争者の進出を許すなど、他の同業者及び同業協同組合等との競争力に悪影響を与えることが危惧されるため、これらの情報については不開示とした。

印鑑証明書の付された印影及び議事録については元来内部的に管理すべき情報であるとして不開示とした。

また、条例第7条第3号ただし書きに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないと判断し、不開示とした。

ウ 条例第7条第6号の該当性について

「記入者の住所、氏名、電話番号」、「専務・局長名」、「連帯保証人の住所、職業、氏名、印影、印鑑証明書、戸籍謄本」、「役員数、従業員数・事務局員数、1組合員最高出資額、高度化資金借入残高」、「決算時期、売上高、税引後利益＋減価償却費、総借入残高、償還必要年数」、「組合員名」、「加入脱退組合員数」、「加入脱退組合員名」、「事業報告書・収支決算書」、「組合印影」、「貸付残高」、「通常総会議事録、役員会議事録、臨時総会議事録」、「組合印鑑証明書」は、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業に対し貸し付けた中小企業高度化資金の適正な債権管理と当高度化事業の適正な運営指導を目的に得たものであり、条例第7条第2号若しくは条例第7条第3号にも該当するとして不開示としたこれらの情報が公になると、今後、情報提供が得られなくなるなど、債務者との協力関係が損なわれ、県は債権者として貸付金の適正な債権管理に支障をきたすおそれがあり、適正な運営指導を行うことにも支障をきたすおそれがある。

3 まとめ

以上のことから一部開示決定としたところであり、異議申立人がその理由として主張している特定団体及び関係者の私益を守るために杓子定規に適用し、県民の公益を無視し、情報公開の本質に反した処分にはあたらないと考える。

さらに、景気の低迷や失業率の増加など中小企業を取り巻く環境が厳しい中、

経営体質の改善、環境変化への対応を図るため、将来中小企業高度化事業の実施を希望する中小企業者や労働時間の短縮、職場環境の改善等を通じて労働力を確保するため、将来中小企業人材確保推進事業の実施を希望する組合が、当該不開示部分の情報が公にされることを理由に事業実施を差し控える状況等が発生すれば、実施機関の中小企業の振興・発展に資する施策に支障をきたすおそれもある。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、開示請求に係る行政文書は不開示情報が記録されていない限り、開示しなければならない旨の第7条の規定が置かれている。これらの不開示規定は、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護するために規定されており、条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、労確法第4条第3項に基づき、実施機関が認定した改善計画に沿って事業を実施する本件組合に対して、開発機構が助成金を交付しており、その交付に際して改善計画の認定権者である実施機関に提出された実施状況等書類及び中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために共同施設の設置や工場団地の整備などを行う中小企業高度化事業があり、本件組合に対し中小企業総合事業団と実施機関とが協調して中小企業高度化資金を貸付け支援した関係書類である。

3 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記

述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることになるものを含む。）として、特定の個人を識別できる情報を原則として不開示とする旨規定している。

実施機関は、本件行政文書のうち、人材確保推進員氏名及び年齢等が、条例第7条第2号に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

実施機関が不開示とした「人材確保推進員氏名及び年齢」、「理事長役職氏名以外の役職氏名及び社名」、「国、県、特殊法人以外の役職、氏名」、「印影」、「記入者の住所、氏名、電話番号」、「専務・局長名」、「連帯保証人の住所、職業、氏名、印影、印鑑証明書、戸籍謄本」は、いずれも特定の個人が識別される情報である。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関が不開示としたこれらの情報が、本号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかであるので、本号ただし書アについて検討する。

ただし書アに該当するには、当該情報が法令等の規定により又は慣行として公表されている又は公表される予定であるという実態にあることが必要であるが、これらの情報についてはそのような実態を認めることはできないので、ただし書アに該当するとはいえない。

(3) まとめ

したがって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当すると判断する。

4 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の

権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、「理事長役職氏名以外の役職氏名及び社名」、「役員数、従業員数・事務局員数」、「1組合員最高出資額、高度化資金借入残高」、「決算時期」、「売上高、税引後利益+減価償却費、総借入残高、償還必要年数」、「組合員名」、「加入脱退組合員数」、「加入脱退組合員名」、「事業報告書・収支決算書」、「組合印影」、「貸付残高」、「通常総会議事録、役員会議事録、臨時総会議事録」、「組合印鑑証明書」の各情報について、本号に該当するとして、これらの情報を不開示としているので、まず本件組合の性質を明らかにした上で、以下個別に検討する。

本件組合は、中小組合法に基づいて設立された法人であり、「組合はそれ自体営利を目的とするものではないが、1つの経済主体として外面的にたちあられるところでは、それは会社その他の企業体と変わるところがない。（新版 中小企業等協同組合法及び中小企業団体組織法の解説 p 2）」、「組合は自己の名前と自己の計算において、購買、販売、保管、運送、加工、金融などの営利事業をなすことが許され、これによって実質的に組合員の利益を図ることを目標としており、少なくともその外部的活動においては、営利法人とほとんど異なる点で、営利法人的性質を有している。（同 p 5）」とされる。すなわち、その性質は組合員相互の互助組織であるとともに、それ自体で営利活動を行うことのできる、いわば営利法人に近い中間的な法人であると位置づけられる。

(1) 条例第7条第3号アについて

実施機関が不開示としたこれらの情報は、いずれも本件組合の人事、組織、事業活動内容及び財務に関する情報であり、法人に関する情報であると認められる。

通常総会議事録、臨時総会議事録は、本件組合の意思決定態様及び結論を証するものである。

法人一般についていえることであるが、法人の行為はその代表者が各種の法律行為等を行い、その結果は法人に帰属する形で執行されている。その意思表示等が正当な法人の行為として認知されるためには総会等における意思決定が必要となるわけであり、それを欠く場合の行為は無効として処理されることとなる。

よって、議事録は法人の意思決定があったことを証するものに他ならず通常法人の代表者による行為のみが表面的に表示されるのに対して、議事録は法人の内部的存在にとどまるものと考えられる。

役員会議事録は、総会に諮るべき事項の役員間における事前調整及び役員委任事項について協議した内容であり、通常これらの情報を公表することは予定されておらず、内部的に管理すべき情報と認められる。

事業報告書及び収支決算書は、組合の事業活動の内容やそれを金銭面からみた情報が記載されており、また、1組合員最高出資額、高度化資金借入残高、貸付残高、

売上高、税引後利益+減価償却費、総借入残高、償還必要年数は本件組合運営上の営業経理に関する詳細な情報である。これらは分析することにより、本件組合経営の健全性、経営効率及び債務返済能力等、本件組合の経営状況を明確に把握できる情報である。よってこれらの情報は本件組合が内部的に管理することの権利を有する情報であり、これらが公にされれば本件組合の事業活動が損なわれるなど、本件組合の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

以上の情報は、中小組合法第39条及び第40条において、組合員及び組合の債権者に限って閲覧請求権を認められているだけで、一般的に公表され又は公表することが予定されている情報とは認められない。

理事長役職氏名以外の役職氏名及び社名、組合員名、加入脱退組合員名は、組合に加入して事業展開していくか否かを含めた各構成企業の事業活動方針に関わる情報であり、これらが公にされれば、本件組合構成企業の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

印鑑登録制度において、印鑑証明書は何人でも取得することはできないため、内部管理情報であると認められ、印鑑証明書で証明された印影もまた同様に内部管理情報である。よって、当該印影及び印鑑証明書を公にすることにより、本件組合の正当な利益が損なわれると認められる。

役員数、従業員数・事務局員数、加入脱退組合員数の各種人数については単に数値だけであることから、実施機関の主張するような運営のノウハウに該当するとは認められない。

また、決算時期については、それを公にしても本件組合の正当な利益が害されるとはいえない。

(2) 条例第7条第3号ただし書について

当該情報が、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるかどうかについて検討する。

これらの情報のうち、本件組合の正当な利益が損なわれると認められない役員数、従業員数・事務局員数、加入脱退組合員数、決算時期以外の情報は、当該法人が事業活動を行う上での重要な経理等の内部管理に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であるとは認められないので、本号ただし書には該当しない。

(3) まとめ

したがって、これらの情報は役員数、従業員数・事務局員数、加入脱退組合員数、決算時期を除いて、第7条第3号に該当する。

5 条例第7条第6号該当性について

実施機関が条例第7条第6号に基づき不開示とした理由は、当該情報が同条第2号又は第3号に該当するような情報であるため、これらを開示することにより開発機構との信頼協力関係が損なわれるおそれや、高度化資金の債務者との協力関係が損なわれるおそれが生じるためとしている。

しかし、既に判断したように同条第2号又は第3号に該当しない情報については、実施機関が不開示とした前提条件を欠くことになり、同条第6号に該当するとはいえない。

6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は口頭意見陳述において、国が本件事案のうち、事業報告書、収支決算書、議事録等、実施機関が不開示とした情報と同一の情報を開示したことを主張しているが、当審査会はこれらの情報の性質等を総合的に検討し、条例の規定に基づき判断した。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙1のとおりである。

(別紙1)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 5月22日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成15年 7月 8日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成15年 8月15日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成15年10月 1日 (第78回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成15年11月 5日 (第79回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成15年12月 3日 (第80回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 1月 7日 (第81回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 2月 4日 (第82回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 3月 3日 (第83回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 4月 7日 (第84回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 6月 2日 (第85回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成16年 7月30日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(別紙2)

不開示情報一覧

(労確法関係)

対象行政文書名	不開示項目	不開示理由
平成13年度中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定について		
第1種中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書	人材確保推進員氏名及び年齢	2号6号
人材確保検討委員名簿	理事長役職氏名以外の役職氏名及び社名(組合員名)	2号6号3号
平成14年度中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定について		
第2種中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書	人材確保推進員氏名	2号6号
平成13年度第1回中小企業人材確保推進事業連絡会議		
出席者名簿	国、県、特殊法人以外の役職、氏名	2号6号
平成13年度改善計画実施状況報告		
送付文	印影	2号6号
平成14年度第1回中小企業人材確保推進事業連絡会議		
第2種中小企業人材確保推進事業実施計画	人材確保推進員の氏名	2号6号
出席者名簿	国、県、特殊法人以外の役職氏名	2号6号
第2種中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書	人材確保推進員氏名	2号6号
第2種中小企業人材確保推進事業実施計画書	人材確保推進員氏名	2号6号

(中小企業高度化資金関係)

平成13年度「利用状況報告」について

対象行政文書名	不開示項目	不開示理由
中小企業高度化事業運営状況報告書 組合の現状	記入者の住所氏名電話番号、役員数、従業員数・事務局員数、専務・局長名、高度化資金借入残高	2号 3号 6号
1 経営状況	決算時期、売上高、税引後利益+減価償却費、総借入残高、	3号 6号
2 貸付対象施設の利用状況	決算時期、組合員名	3号 6号
3 組合員の加入・脱退状況	加入組合員数、加入組合員名、脱退組合員数、脱退組合員名	3号 6号
添付書類 (直近の決算報告書及び事業報告書)	平成12年度事業報告書・平成12年度収支決算書	3号 6号

平成14年度「利用状況報告」について

対象行政文書名	不開示項目	不開示理由
中小企業高度化事業運営状況報告書 組合の現状	記入者の住所氏名電話番号、役員数、従業員数・事務局員数、専務・局長名、1組合員最高出資額、高度化資金借入残高	2号 3号 6号
1 経営状況	決算時期、売上高、税引後利益+減価償却費、総借入残高、償還必要年数	3号 6号
2 貸付対象施設の利用状況	決算時期、組合員名	3号 6号
3 組合員の加入・脱退状況	加入組合員数、加入組合員名、脱退組合員数、脱退組合員名	3号 6号
添付書類 (直近の決算報告書及び事業報告書)	平成13年度事業報告書・平成13年度収支決算書	3号 6号

平成14年度「役員変更に伴う一部連帯保証人の入れ替え」について

対象行政文書名	不開示項目	不開示理由
委任状および連帯保証人入替契約	新規加入連帯保証人名、組合印影、(加入)連帯保証人住所・職業・氏名・印影、連帯保証人名、貸付残高、脱退連帯保証人名、加入連帯保証人名	2号 3号 6号
役員変更及び死亡による法定脱退に伴う連帯保証人の入れ替え変更届けについて	役員入替による脱退連帯保証人名、死亡による脱退連帯保証人名、新たな連帯保証人名	2号 3号 6号
役員会議事録	通常総会議事録、役員会議事録、臨時総会議事録	3号 6号
連帯保証承諾書	住所、氏名、印影、貸付残高	2号 3号 6号
組合印鑑証明書	組合印鑑証明書	3号 6号
連帯保証人印鑑証明書	連帯保証人印鑑証明書	2号 6号
死亡による脱退連帯保証人の戸籍謄本	死亡による脱退連帯保証人の戸籍謄本	2号 6号

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授(行政法)	会 長
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
さわにし やすちか 澤西 康允	元産業経済新聞大阪本社奈良支局長	
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授(理科教育)	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授(行政法)	

(平成16年7月30日現在)